

令和4年度 公文書開示（4月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条							非開示理由等	所管局部課等				
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R4.3.28	R4.4.7	都立小台橋高等学校（83）改修及び新築電気設備工事 見積比較表・代価表・諸経費計算書	1	1														教育庁都立学校教育部営繕課
2	R4.4.4	R4.4.12	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
3	R4.4.7	R4.4.12	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
4	R4.4.9	R4.4.12	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
5	R4.4.11	R4.4.12	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
6	R4.4.9	R4.4.13	・新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等 ・新型コロナウイルスワクチンがコロナウイルス感染症予防に効果があるという科学的根拠、論文等 ・マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等 ・PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 ・東京都は新型コロナワクチンが治験も終わっておらず、安全・有効性も確立していない中都民に接觸させる科学的根拠、論文等					1										教育庁総務部総務課	
7	R4.4.4	R4.4.14	3教総契字第78号の2 物品買入契約書「生理用品外1点の買入」に係る仕様書	10	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
8	R4.2.27	R4.4.19	令和4年度使用都立高等学校用教科書の選定理由書	1	1														教育庁指導部管理課
9	R4.2.27	R4.4.19	令和3年6月3日付3教指管第308号「令和4年度使用教科書の選定理由及び需要数の報告について（依頼）」	1	1									1				職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
10	R4.2.19	R4.4.20	令和3年11月26日付事務連絡「東京都中学校英語スピーキングテスト事業令和4年度 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用に関する調査について（依頼）」の簡易決裁	1	1														教育庁指導部管理課
11	R4.2.19	R4.4.20	学校から提出された「令和4年度『中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）』会場 貴校施設を使用させていただくことに関する御回答用紙」	1	1									1				当該回答は、内部的な審議、検討又は協議に関するものであって、公にすることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
12	R4.2.19	R4.4.20	実施事業者とのやり取りなどの一切の文書や図面や電磁的記録	1				1										請求にかかる文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課

令和4年度 公文書開示（4月決定分）

月 整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R4. 2. 20	R4. 4. 20	事業者との打合せ資料 ●●打合せ記録	1		1				1	1				1				・当該資料は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・当該資料は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該資料は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより民間人である個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該資料は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁指導部 管理課
14	R4. 3. 9	R4. 4. 25	・平成12年12月26日付学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について ・体罰の定義。体罰関連行為のガイドライン ・教職員の主な非行に対する標準的な処分量定（令和2年6月1日一部改正）	12	1														教育庁人事部 職員課	
15	R4. 3. 9	R4. 4. 25	02教人職第2061号 学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表について（令和2年12月25日付発令関係）	1		1				1								当該資料は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより民間人である個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁人事部 職員課	
16	R4. 3. 9	R4. 4. 25	3－1 刑事告訴しなかった理由を示す文書					1										請求にかかる文書は作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁人事部 職員課	
17	R4. 4. 22	R4. 4. 28	各高等学校等における生理用品の使用状況及び配備場所	4	1														教育庁都立学校教育部高等学校 学校教育課	
18	R4. 4. 22	R4. 4. 28	都立特別支援学校における生理用品使用状況及び配備場所	2	1														教育庁都立学校教育部特別 支援教育課	
19	R4. 4. 26	R4. 4. 28	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合—都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況—調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校 学校教育課	